

報酬規程

顧問契約報酬

従業員の入退社に関する社会保険全般、労災・雇用保険全般の手続き。各種保険給付の申請・請求手続き。人事・労務管理・社会保険、労働保険に関する相談、就業規則診断、各種助成金受給相談。など、事業における日常的な手続き、相談を網羅しています。

人員	月額報酬	人員	月額報酬
5人まで	¥15,000	51～75人	¥75,000
6～10人	¥20,000	76～100人	¥90,000
11～20人	¥30,000	101～150人	¥120,000
21～30人	¥40,000	151～200人	¥150,000
31～40人	¥50,000	201～300人	¥180,000
41～50人	¥60,000	301人以上	別途協議

※人員には、事業主、常勤役員、従業員を合わせた数です。

※消費税は含まれておりません。(別途消費税)

上記報酬に含む主なもの

- ・ 従業員の入社、退社に関する健保・厚年保険の被保険者資格取得、喪失、変更手続き(被扶養者異動届け含む)
- ・ 雇用保険の被保険者資格取得、喪失、変更手続き
- ・ 雇用保険の離職証明書作成(離職票)の手続
- ・ 各被保険者証の再交付手続き
- ・ 健康保険の給付申請手続き(療養費・傷病手当金・出産手当金など)
- ・ 労災保険の給付申請手続き(休業補償給付など、業務災害、通勤災害に伴うもの)
- ・ 雇用保険被保険者の教育訓練給付金支給申請手続き
- ・ 健保・厚年・労災・雇用の諸法令に関する相談
- ・ 就業規則診断
- ・ 各種助成金の受給相談

上記報酬に含まれないもの

- ・ 健保・厚年保険算定基礎届
- ・ 健保・厚年保険 月額変更届、賞与支払届
- ・ 労働保険の年度更新事務
- ・ 雇用継続給付、雇用2事業の申請
- ・ 労災保険の事業主特別加入申請
- ・ 就業規則の作成、変更、及び手続き
- ・ 労働基準監督署、年金事務所など行政等の調査立会い
- ・ 給与計算業務
- ・ 各種助成金の申請手続き

※ 尚、上記記載がないものでも、顧問契約報酬に含まれているものもございますので、その都度お尋ね下さい。

※ 労務・社会保険・労働保険の相談顧問については、別途協議の上、お見積書をご提示します。

個別手続き報酬

顧問契約をされていない事業所が、スポット的に手続きを依頼された場合の報酬です。

顧問契約事業所において顧問契約に含まれない手続きに関しては、**顧問先手続報酬として、割引にて別途お見積もりいたします。**

(別途消費税)

入退社手続き(被扶養者異動届を含む)	基本料金として、5名まで¥20,000 以降1名増すごとに¥2,500を加算
健康保険・厚生年金保険 報酬月額変更届 賞与支払届	基本料金として、5名まで¥20,000 以降1名増すごとに¥2,500を加算
健康保険・厚生年金保険 算定基礎届け	顧問契約報酬の1.5か月分
労働保険の概算・確定保険料の申告 (年度更新事務手続)	顧問契約報酬の1.5か月分
健保・厚年保険の新規適用手続き (人員は、被保険者数)	人員5名以下、¥60,000 人員6名～10名、¥80,000 人員11名～20名、¥100,000、21名～別途協議
労災・雇用保険の新規適用手続き (人員は、被保険者数)	人員5名以下、¥50,000 人員6名～10名、¥70,000 人員11名～20名、¥90,000、21名～別途協議
就業規則の作成、届出代行	¥170,000～(複雑多岐にわたる場合は別途協議)
就業規則の改訂、届出代行	¥80,000～
賃金・退職金・旅費等諸規定の作成・改訂	¥50,000～
労働安全衛生法に基づく、安全・衛生管理諸規定 の作成・改訂	¥100,000～
労災保険の特別加入に関する申請手続き	¥25,000(中小事業主の特別加入は、別途協議)
健康保険・労災保険 給付請求手続き	1件につき、¥25,000～
厚生年金・国民年金・基金 給付請求手続き	1件につき、¥25,000～
第三者行為(事業主を含む)による保険給付請求	¥80,000
雇用保険の高年齢雇用継続給付・育児休業給付・ 介護休業給付に掛かる給付請求	証明書(確認票含む)1件につき、¥15,000 支給申請1回につき¥10,000～
雇用2事業に掛かる給付申請手続き	資格決定申請 ¥80,000 支給申請 ¥40,000
各種助成金・奨励金の申請手続き	着手金¥30,000+受給額の15%
一般労働者派遣事業の許可申請手続き 有料職業紹介事業の許可申請手続き	¥200,000(別途印紙税・登録免許税を要す)
特定労働者派遣事業届出申請手続き	¥100,000
労基署・年金事務所など行政等の調査立会い	6時間まで¥50,000、以後は1時間¥10,000
労働基準法・育児介護休業法など、労働諸法令に 基づく、各種諸届けの作成、労使協定の作成、及 び届出代行(時間外・休日労働協定届けなど)	¥10,000～¥120,000
変形労働時間制・裁量労働制の企画・成立手続き	¥50,000～
解雇予告除外認定申請(書類作成含む)	着手金¥20,000 成功報酬、当該労働者月額賃金の20%
労働社会保険諸法令、行政不服審査法に基づく 審査請求・異議申立・再審査請求の手続き	1件につき、¥100,000～

従業員・社員、採用面接業務(原則同席)	1名につき、¥5,000～
雇用契約書の作成(労基法明示事由含む)	1件につき、¥15,000～
交通費・出張旅費・宿泊費発生の場合	実費または、別途協議
初回、2回目相談	無料

社会保険労務士法 第2条第1項1号～3号記載の他の業務については、別途協議とします。

※消費税は含まれておりません。

あっせん代理・調停代理報酬

(個別労働関係紛争等における紛争解決手続代理業務報酬)

法人・事業主側 ※1	着手金(あっせん申請書・答弁書作成・提出代行含む)	¥50,000～¥100,000
	和解成立報酬(和解契約書案作成含む)	経済的利益の20%～10% (経済的利益によって減率します)
個人・労働者側 ※2	着手金(あっせん申請書・答弁書作成・提出代行含む)	¥30,000～
	和解成立報酬(和解契約書案作成含む)	和解金額合計の15%～8% (和解金額によって減率します)
※1、※2	紛争解決手続機関からの事情聴取等の代理出席	¥50,000～
	あっせん及び調停当日の代理出席(依頼人同席)	交通費実費のみ
	あっせん及び調停当日の代理出席(依頼人同席なし)	¥50,000～
☆複雑な事情や特別な状況がある場合は、別途協議いたします。		
☆内容証明郵便送料、交通費等実費分として、別途預り金を申し受けます。		

※消費税は含まれておりません。(別途消費税)

※東京都外の紛争解決手続機関における手続の場合は、別途交通費・出張旅費・宿泊費を、ご請求させていただきます。

集団労使紛争 解決報酬(対ユニオン労組との団体交渉出席含む)

※社会保険労務士法第2条第1項第3号の業務として、弁護士法第72条に反しない業務範囲とします。

(社会保険労務士は、集団労使紛争における当事者一方の代理人には、なり得ません。)

法人・ 事業主側	紛争時労務顧問報酬(各種交渉書面・資料作成含む)	月額 ¥50,000～
	和解成立報酬(和解契約書案作成含む)	経済的利益の20%～10% (経済的利益によって減率します)
	行政庁からの事情聴取等の立会報酬(原則6時間)	¥50,000
	団体交渉参与委任着手金	¥100,000～
	団体交渉への出席参与折衝報酬(依頼人代表同席)	1回に付 ¥30,000～
	団体交渉への出席参与折衝報酬(依頼人代表者同席なし)	1回に付 ¥50,000～

☆複雑な事情や特別な状況がある場合は、別途協議いたします。

☆内容証明郵便送料、交通費等実費分として、別途預り金を申し受けます。

※消費税は含まれておりません。(別途消費税)

※遠隔地における団体交渉の場合は、別途交通費・出張旅費・宿泊費を、ご請求させていただきます。

TKN 社会保険労務士事務所



東京都社会保険労務士会 世田谷支部所属 登録番号 第13080571号

特定社会保険労務士 高野 裕之

〒154-0012 東京都世田谷区駒沢 2-58-13 TEL 03-6315-8830

FAX 03-3795-9021

E-mail: sharoushi-takano@support.email.ne.jp

URL: <http://www.tkn-sr.jp/>